四　変更した事項（変更前の事項については、昭和五十三年運輸省告示第四百八号を参照）

イ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表過走帯灯の項光度の欄中「千カンデラ」を「千四百カンデラ」に変更した。

ロ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表誘導路灯の項灯質の欄中「白熱電灯」を「発光ダイオード」に、同項光度の欄中「七カンデラ」を「五カンデラ」に変更した。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十七年十二月十日

○国土交通省告示第千百七十七号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月十日　国土交通大臣　石井　啓一

第三項の表中標津ＩＬＳの項中「079°」を「080°」に改め、同表大分ＩＬＳの項中「平成27年8月20日から平成27年12月9日まで供用休止」を「平成27年12月10日から供用再開」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千百七十八号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十七条第二項の規定に基づき、航空路の指定に関する告示（昭和五十三年運輸省告示第百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月十日　国土交通大臣　石井　啓一

別表Ｇ581の項1イからハまでを削り、同項1ニを同項1イとし、同項1ホを同項1ロとし、同項2から4までを削り、同項5中「2に」を「1に」に改め、同項5を同項2とする。

別表Ｒ583の項を削る。

別表Ｖ59の項の次に次のように加える。

Ｖ71	1　次に掲げる地点を順次に結ぶ直線上の任意の点から7km以内の範囲にある全ての点を含む区域の直上空域 イ　Ｎ28°41′Ｅ130°23′の地点 ロ　永良部ＶＯＲＴＡＣ 2　Ｎ28°12′Ｅ129°45′の地点から真方位20°00′及び80°00′の方向へのびる直線並びにＮ28°41′Ｅ130°23′の地点から真方位320°00′及び140°00′の方向へのびる直線によつて囲まれる区域の直上空域（1に係るものを除く。） 3　永良部ＶＯＲＴＡＣから真方位45°00′及び55°00′の方向へのびる直線並びにＮ28°41′Ｅ130°23′の地点から真方位320°00′及び140°00′の方向へのびる直線によつて囲まれる区域の直上空域（1及び2に係るものを除く。）
Ｖ75	1　次に掲げる地点を順次に結ぶ直線上の任意の点から7km以内の範囲にある全ての点を含む区域の直上空域 イ　那覇ＶＯＲＴＡＣ ロ　Ｎ25°58′Ｅ129°27′の地点 ハ　南大東ＶＯＲ 2　那覇ＶＯＲＴＡＣから真方位92°50′及び102°50′の方向へのびる直線並びに南大東ＶＯＲから真方位279°33′及び269°33′の方向へのびる直線によつて囲まれる区域の直上空域（1に係るものを除く。）

別表Ｖ73の項の次に次のように加える。

附　則

この告示は、平成二十八年一月七日から施行する。

○国土交通省告示第千百七十九号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百九条の規定に基づき、航空機の位置通報点に関する告示（昭和三十七年運輸省告示第三百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月十日　国土交通大臣　石井　啓一

第一表ビシスの項及びエントックの項を削る。

第二表ビシスの項を削る。

附　則

この告示は、平成二十八年一月七日から施行する。

○国土交通省告示第千百八十号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において読み替えて準用する同法第四十四条の規定に基づき、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十六条の十において読み替えて準用する同法第五十条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十七年十二月十日　国土交通大臣　石井　啓一

一　登録建築物調査機関の氏名又は名称及び住所

株式会社ジェイ・イー・サポート　広島県広島市中区三川町七番一号

二　変更する年月日

平成二十七年十二月二十一日

三　変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地

本社　広島県広島市中区八丁堀十五番八号

○防衛省告示第二百三十号

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第四条第一項及び第五条第一項の規定に基づき、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の規定に基づき再編関連特定防衛施設及び再編関連特定周辺市町村を指定する件（平成十九年防衛省告示第二百十三号）の一部を次のように改正したので、同法第四条第三項及び第五条第二項において準用する同法第四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十二月十日　防衛大臣　中谷　元

表中十六の項を十七の項とし、九の項から十五の項までを一項ずつ繰り下げ、八の項の次に次のように加える。

九	トリイ通信施設	沖縄県中頭郡読谷村

表に次のように加える。

十八	鹿屋飛行場	鹿屋市

○東北地方整備局告示第百九十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十日　東北地方整備局長　川瀧　弘之